

## 選舉人の心得

一、選舉の當日必ず本人が持參し所定の投票所の受付に提示して入場して下さい。

二、投票所に入つたら選舉人名簿の對照を受け投票用紙を受取つて下さい。點字に依り投票をしよ

う

うとする選舉人は其の旨を同時に申し立て點字の投票用紙を受取つて下さい。

三、投票用紙に議員候補者一人の氏名へ候補者の氏名以外は一切自分の氏名も記載すること

は出來ません）を自書し折疊んだ上投票箱に入れて下さい。

何々選舉何郡（市）町村何投票所投票管理者

氏名（印）

## （三號様式）

## 投票用紙類受拂報告

種別	受	高	使	用	高	汚	損	高	残
投票用紙者									
假投票用封筒									
特別投票用封筒									
證明書用封筒									
特別投									
證明書用									
封筒者									

君の通りにつき残餘及汚損の分を添付して報告します

年月日

市町村會議員選舉管理委員會委員長  
氏名

## （第四號様式）

## 投票に關する調

何投票區

選舉人名簿	選舉權ヲ有スル者ノ總數	選舉資格大キ者ノ總數	選舉ノ當日迄ニ選舉權失ヒタル者ノ總數	死亡シタルハザル者ノ總數
登録簿	シタル者ノ總數	計	得サル者ノ總數	失ヒタルハザル者ノ總數
セラレタ	ノ總數		選舉人名簿	選舉ノ當日迄ニ選舉權失ヒタルハザル者ノ總數
ル者ノ總數			選舉人名簿	死亡シタルハザル者ノ總數

右報告します

年月日

00632

00631

00633

縣會議員選舉管理委員會委員長宛

市町村會議員選舉管理委員會委員長

氏

名

(第五號樣式)

得票計算簿

何市第何開票區

計

投票點檢區域	候補者氏名	計	
		票數	人數
計			
何市第何開票區			
計			

00634

(第六號樣式)

開票樣式第五號中投票區別內譯

投票區別	投票數		投票人數		外 假 票 數 二爲シタル	外 假 票 人 數 二爲シタル
	票	人	票	人		
何々投票區						
何々投票區						
附記						

備考

附記欄には投票數と投票人數と符合しない場合の票數及びその理由を記載すること。

(第七號樣式)

開票樣式第九號中道府縣制第二十二條ノ六

第二項の區域別内譯

區分	點檢の區域別
票	
票	
票	

有效と決定したもの

無効と決定したもの

00635

48300

本 一	成規ノ用紙ヲ用ヒザルモノ
二	候補者ニ非ザル者ノ氏名ヲ記載シタルモノ
三	モノノ投票中二人以上ノ候補者ノ氏名ヲ記載シタルモノ
四	被選舉權ナキ候補者ノ氏名ヲ記載シタルモノ
五	候補者ノ氏名ノ外他事ヲ記載シタルモノ
六	候補者ノ氏名ヲ自書セザルモノ
七	候補者ノ何人ヲ記載シタルカヲ確認シ難キモノ
八	縣會議員ノ職ニ在ル者ノ氏名ヲ記載シタルモノ
九	其ノ他

## 備考

八の欄は道府縣制第八條第三十二條又は第三十六條の規定による選舉の場合に限り記載すること。

(第八號様式)  
投票所、開票所及び選舉會場の標札

(知 事)	選 舉	(何選舉區)	何市(町)(村)第何投票區投票所
(縣會議員)	選 舉	(何選舉區)	何市(町)(村)第何投票區投票所

## (第九號樣式)

(知 事)	選 舉	(何選舉區)	何市(町)(村)開票區開票所
(縣會議員)	選 舉	(何選舉區)	何市(町)(村)開票區開票所

(知  
事)  
(縣會議員)選舉開票の結果報告

得 票 數	候 補 者	氏 名	備 考

右の通り報告致します

何選舉(何選舉區)何開票區開票管理者 氏

選舉長宛

名印

## (第十號様式)

疏明書

住 所 縣 (市)  
 職 業 何々 (成るべく明細に記載すること)  
 選舉人 氏 名

番地

(町) 大字  
 郡 (村)

右は左の事由により 年 月 日執行の (知事) (縣會議員) 選舉の當日自ら投票所に行き投票することができないが何々のため證明書を提出することができないのでその旨をここに疏明します。

年 月 日

選舉人 氏 名 (印)

「一、 年 月 日午前何時何丸 (總噸數何噸) (積石數何石) に乗り組み何港出帆何地沖合で (何々漁業に從事し) 年 月 日午前何時何港に歸着」

年 月 日午前何時何驛に

歸着

「一、 年 月 日午前何時から 年 月 日午前何時まで (都市) (町) 何投票區において (選舉事務) (投票所監視) (何々) に從事中」

年 月 日午前何時まで (都市) (町) 何投票區にお

00638

00637

「一、 年 月 日午前何時から 年 月 日迄 (府) (縣) (郡) (村) (町村名) が明らかでないときは省略してもよい) においてその例とするところに從ひ何々 (職業又は業務をなるべく明細に記載) に從事中」

「一、 年 月 日から 年 月 日まで頭書住所の地で何々 (職業又はなるべく明細に記載) に從事中」

## 備考

道府縣制施行令第十六條ノ二第一項第五號の事由に關する疏明書の職業の記載について十日以上その屬する投票區所在の郷市外で職務又は業務に從事するのを例とするものであることを明らかにすること

選舉管理委員會告示第四號

知事選舉公報發行に關する規程を次の通り設定した。

昭和二十二年三月十四日

鳥取縣會議員選舉管理委員會委員長

上

根

政

幸

## 知事選舉公報發行に關する規程

五八

第一條 知事候補者、選舉公報に政見等の掲載を受けようとするときは、選舉の期日前十三日目までにその同一

掲載文二通を添付し申請書（別記第一號様式）を縣會議員選舉管理委員會（以下縣委員會といふ）に提出すること。

第二條 掲載文は、インキ、墨又は複寫紙で明瞭に縦書きすること。

第三條 掲載文は通常使用する漢字、平假名又は片假名、句點、讀點、候ボツ、圈點、鈎及び小括弧を以て記載し、その他の文字、符號、圖畫、圖表、寫眞の類等はこれを使用することができない。

句点、讀点、傍ボツ、圈點、鈎及び小括弧は道府縣制施行令第二十條ノ三において準用する衆議院議員選舉法施行令第八十七條ノ四第二項の規定による字數には算入しない。

平假名又は片假名の使用は、申請掲載文の用字による。

掲載文中第一項の規定に違反して記載し箇所は掲載しない。

第四條 知事候補者既に提出した掲載文の修正をしようとするときは修正した同一掲載文（輕微な場合は修正の箇所を對照した文書）二通を添付して申請書（別記第二號様式）を縣委員會に提出すること。

前項の申請は第一條の規定による期限後はこれをなすことができない。

第五條 知事候補者、既に申請した掲載受の掲載を受けない旨の申請をしようとするときは申請書（別記第三號様式）を縣委員會に提出すること。

第六條 掲載文掲載の順序のくじを行う日時、場所は別に定めて告示する。

第七條 選舉公報は新聞紙一頁大又は二頁大とし別記第四號様式による。但し立候補者の數又は印刷の都合でこ

れを變更することができる。  
掲載文は左の範圍内の活字で黒色に印刷する。

- 二五、二ボイント
- 一八、九ボイント 見出しその他本文以外に使用
- 一二、六ボイント
- 九、四ボイント
- 六、三ボイント 本文に使用

第八條 掲載文が文字の配達の状態で所定の選舉公報掲載文記録に收錄できないときはその配置の變更をすることがある。

第九條 道府縣制施行令第二十條ノ三において準用する衆議院議員選舉法施行令第八十七條ノ五第一項又は第二項の規定により掲載文の全部又は一部を選舉公報に掲載しない場合ご雖も申請者に對してその旨を通知しない。

第十條 一旦提出した掲載文は事由の如何に拘らずこれを返付しない。

第十一條 知事候補者死亡し、若しくは知事候補者を辭したときは、又は第五條の規定による申出をしたときと雖も選舉公報發行手續に着手したときは、その發行手續は中止しない。

第十二條 選舉公報は、選舉の期日前五日目までに市町村會議員選舉管理委員會に送付するものとする。但し印刷又は輸送の都合により多少の變更があることがある。

第十三條 本規程は、市町村會議員選舉管理委員會に送付するものとする。但し印刷又は輸送の都合により多少の變更があることがある。

00640

88300

00639

00641

市町村會議員選舉管理委員會は前項により送付を受けた選舉公報を、その部數に應じて各世帯に配付し、又は適當の場所に公示し、若しくは各世帯に回覧する等の方途を講じること。

天災その他已むを得ない事由により選舉公報を發行できないとき、又は配付できないときは、その手續を中止する。

第十三條 選舉公報の印刷に誤りがあつたときは鳥取縣公報で正誤する。

第十四條 知事候補者、選舉公報に關する文書を郵便で提出するときは封筒の表面に「選舉公報に關する文書」と朱書すること。

#### 附 則

この規程は次の選舉からこれを施行する。

#### (別記)

#### (第一號様式) 選舉公報掲載申告書

##### 選舉公報掲載文

##### 知事候補者の氏名

##### 同 住 所

##### 通信受領の場所

右申請致します

(振假名をつけること)

(市)(郡)(町)

(村)(町)

(電話)番地

(電話)番

00642

#### 縣會議員選舉管理委員會宛

年 月 日

氏

名印

#### (第二號様式)

##### 選舉公報掲載文修正申請書

##### 修正した掲載文

字數何字 (増) 別紙の通り(二通)

##### 掲載申請年月日

年 月 日

##### 知事候補者氏名

右申請致します

氏

名印

#### 縣會議員選舉管理委員會宛

備考 印鑑は掲載申請に使用したものを使用すること。

00640

00642

## (第三號樣式)

選舉公報掲載辭退申請書

知事候補者氏名  
掲載申請年月日

右掲載を辭退致します

年 月 日

氏

名

縣會議員選舉管理委員會宛

備考 印鑑は掲載申請に使用したものを使用すること

(第四號樣式)

(縣會議員選舉管理委員會)	
年月日	執行
知事選舉公報	

## 備考

一頁登載者數は原則として四人とするが立補候者の數又は印刷の都合等により五人或は六人に増加することがある。

選舉管理委員會告示第五號

知事選舉及び縣會議員選舉における投票時間を次の通り決定した。

昭和二十二年三月十四日

鳥取縣會議員選舉管理委員會委員長 上根政幸

投票開始 午前七時 投票終了 午後六時

00644

00643

00646

裏面折目

人選被選  
シニヨキンセヒ  
人選被選

## ●注意

- 一、知事候補者の氏名を次の欄に一人書くこと  
チヂコウホシャシメイツギランヒトリカ
- 二、知事候補者の氏名以外は書かないこと。  
チヂコウホシャシメイイカイカ

00645

選舉管理委員會告示第六號

知事選舉並びに縣會議員選舉における投票用紙の様式を次の通り定めた。

昭和二十二年三月十四日

鳥取縣會議員選舉管理委員會委員長 上根政幸

表面折目

## 知事選舉投票

縣印

00648

裏面 折目

被選舉人

注 意

- 一、縣會議員候補者の氏名を次の欄に一人書くこと
- 二、縣會議員候補者の氏名以外は書かないこと

二、縣會議員選舉投票用紙

表面 折目

縣會議員選舉投票

縣印

## 選舉管理委員會告示第七號

道府縣制第二十二條ノ二第二項の規定により市の區域を分けて次の通り開票區を設定した。

昭和二十二年三月十四日

鳥取縣會議員選舉管理委員會委員長 上根政幸

開票區名	開票區數	開票區名	開票區數
第一開票區	第一、第二、第三投票區	第一開票區	第一、第二、第三投票區
第二開票區	第四、第五、第六投票區	第二開票區	第四、第五、第六投票區
第三開票區	第七、第八、第九投票區	第三開票區	第七、第八、第九投票區
第四開票區	第十、第十一、第十二投票區	第四開票區	第十、第十一、第十二投票區
第五開票區	第十二、第十三、第十四、第十五、第十六、第十七、第十八投票區	第五開票區	第十二、第十三、第十四、第十五、第十六、第十七、第十八投票區
第六開票區	第十九、第二十、第二十一投票區	第六開票區	第十九、第二十、第二十一投票區
第七開票區	第十二投票區	第七開票區	第十二投票區
第八開票區	第二十三、第二十四投票區	第八開票區	第二十三、第二十四投票區
第九開票區	第二十五、第二十六、第二十七投票區	第九開票區	第二十五、第二十六、第二十七投票區
第十開票區	第二十八、第二十九、第三十投票區	第十開票區	第二十八、第二十九、第三十投票區

市	子	米	四
第一開票區	第一、第二、第三、第四、第五、第六、第七投票區	第一開票區	第一、第二、第三、第四、第五、第六、第七投票區
第二開票區	第八、第九、第十、第二十三、第二十四、第二十七、第二十八投票區	第二開票區	第八、第九、第十、第二十三、第二十四、第二十七、第二十八投票區
第三開票區	第十一、第十二、第十三、第十四、第二十五、第二十六、第二十九、第三十投票區	第三開票區	第十一、第十二、第十三、第十四、第二十五、第二十六、第二十九、第三十投票區
第四開票區	第十五、第十六、第十七、第十八、第十九、第二十、第二十一、第二十二投票區	第四開票區	第十五、第十六、第十七、第十八、第十九、第二十、第二十一、第二十二投票區